

計画書

根占都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

根占都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「根占都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理 由

根占都市計画区域においては，平成 16 年度に「根占都市計画区域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「緑輝く雄川とともに，いきいきと人が暮らし，賑わいと魅力あるまち，ねじめ」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 2 次南大隅町総合振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

根占都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における南大隅町の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	3
① 川北中心部地域	
② 川南中心部地域	
③ 川北・川南周辺部地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	3
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地開発の目標	
4) 自然的環境の整備及び保全に関する都市計画の決定の方針	8
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のため具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における南大隅町の位置付け

南大隅町は、面積は約 21,360ha で大隅半島の南部に位置しており、気候は温暖で、主に農業分野、観光分野で発展している。

東部から半島の中央部にかけて肝属山地が広がり、比較的起伏の多い山間部がほとんどで、平地は錦江湾側に多少残されているのみとなっており、一部河川沿いに水田地・台地部の畑地が広がっている。

町中心部を横切るように雄川が流れており、雄川の滝や南端部には日本本土最南端である佐多岬があり、観光スポットとして親しまれている。

2) 都市計画区域の位置付け

根占都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、面積は約 979ha、指宿市を起点とし宮崎市を終点とする国道 269 号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っているとともに、大隅半島の玄関口にある根占港を有している。

本区域は、商店街や住居等が集約し、地域の中心的な都市として位置付けられている。

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本町は令和 2 年国勢調査において、人口総数 6,481 人となっており、平成 12 年時と比較し、60.3%、うち 65 歳以上の高齢者人口は 3,197 人、総数に対する割合は 49.3% であり、人口減少、高齢化が進行している。

産業では、令和 3 年南大隅町総生産額は、第 1 次産業 6,279 百万円、第 2 次産業は 1,940 百万円、第 3 次産業 12,856 百万円となっており、平成 23 年と比較すると第 1 次産業 147.4%、第 2 次産業 63.5%、第 3 次産業 95.8% と第 1 次産業は増加しているものの、第 2 次、第 3 次産業は減少している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築
- 魅力的な地域資源を活用した観光産業の発展

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域では、戦国時代から安土桃山時代にかけて盛んであった中国などとの交易によりミカンやローソクの原料となるハゼ等を取り入れ、現在の農業の基盤を形成するとともに、豊かな山や川、海を資源として農林業、漁業を基幹産業として発展してきた。

近年では温泉宿泊施設や屋内運動施設等を利用したイベントの開催など観光にも積極的に取り組んでおり、南大隅地域の観光拠点として賑わいをみせている。

基幹産業は増加している一方で、人口の減少とともに高齢化等の課題を抱えており、若い世代の町外への流出が続いている。

そこで、本区域が持つ本来の魅力を発揮し、さらに、自立的産業の育成や都市の再整備により、新たな魅力を創出するとともに、本区域のシンボルである緑豊かな山々や田畑と里山、雄川や錦江湾の水辺空間などの豊かな自然と人々のくらしが共生できる環境の創出に努める必要がある。

このようなことから、第2次南大隅町総合振興計画を踏まえ、以下を本区域の基本理念とする。

「子や孫に感動を伝えるまちづくり」

この基本理念を実現するため、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■町民と行政が知恵と力を出しあって行動する協働のまちづくり

地方分権が進められる中で、高度化・多様化する町民ニーズに対応するためには、地域の主役である町民や各種団体、事業者等が主体となり、行政と一緒に知恵を出し、ともに行動するまちづくりが求められる。

本町は、町民が主役となってまちづくりに参加できる仕組みを整え、町民と行政の協働によるまちづくりを目指す。

■地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり

本土最南端という地理的な条件や佐多岬をはじめとした観光資源と豊かな食資源に恵まれたこの地は、古くから様々な「人」が集まる土地柄である。

本町はこのような「地域の宝」と町民が持っているホスピタリティ、地域固有の歴史・文化などを活かして、来訪者や町民が楽しく交流し、来訪者も住みたくなるような魅力あふれるまちづくりを目指す。

■笑顔に満ち未来につなげる希望のあるまちづくり

少子高齢化の進行などに伴い人口減少が続く一方で、多くの町民は住みな

れたこの地に愛着を感じている。

本町は、次代を担う子どもたちの笑顔があふれ、町民が生き生きと働き、お年寄りが生きがいを持って安心して暮らし、親から子、子から孫へ、豊かな自然とともに地域の伝統文化が継承される希望のあるまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 川北中心部地域

川北中心部地域は、主要幹線道路である国道269号を有し、本区域の中心地区として位置付け、中心市街地としての機能を拡充するため、土地の有効活用を進めるとともに、生活、商業、業務等の集積を図り、都市機能の再生と新たな魅力の創出及び安全で快適に暮らせるまちづくりを図る。

また、市街地内に流れる雄川などを活かした、個性あるまちづくりを目指す。

② 川南中心部地域

川南中心部地域は、根占港や都市幹線道路である県道根占港線を有し、根占港を中心とする海の玄関口として、流通機能を拡充するとともに、温泉宿泊施設や屋内運動施設、多目的健康広場を活かした、区域内外の人びとの交流や健康づくりの拠点としての機能を創出し、本区域の新たな顔となるまちづくりを目指す。

③ 川北・川南周辺部地域

川北・川南周辺部地域は、豊かな自然と集落が一体となり里山として豊かな自然環境、都市景観を有し、保全を前提としながら地域の個性を活かしたまちづくりを目指すとともに、他地域への道路ネットワークの形成や都市基盤整備に取り組み、安全・快適で自然と共生した居住環境の形成を目指す。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分は定めない。

本区域の人口は年々減少しており、今後も減少傾向で推移すると予測される。

近年の新築件数に見る市街化の動向については、その量は横ばいである。また、近年の市街化動向からも、将来的な土地需要は現行市街地内で十分対応可能であり、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないものと判断される。

一方、緑地等自然的環境の整備又は保全については、その他の都市施策の運用や農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制との連携により、適正な自然的環境の保全が可能である。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し、低未利用地等が増加する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

国道269号沿道域は、本区域の中心的商業機能を担う地区として位置付け、住民の日用品需要に対応する商業地としての整備を図る。

根占港の後背地の温泉宿泊施設や屋内運動施設等が集積する地域は、本区域の観光・レクリエーション機能を担う、活力ある地域として整備を図る。

また、役場や図書館、保健センターなどの公共施設や商工会館などが集積する地区を住民の生活を支えるサービス機能を担う業務地として位置付け、整備を図る。

b 流通業務地

根占港周辺については、流通業務地として位置付け、産地と直結した水産品の加工等の新たな産業の創造を図る。さらに、海上交通と国道269号の陸上交通との結節点となる物流拠点として位置付け、整備を図る。

c 住宅地

住宅地については、多様な住宅の供給、居住環境整備を図り、定住を促進するような活力と魅力ある住空間の形成を図る。

また、既存住宅地の周辺においては、豊かな緑や景観を活用し周辺環境と生活空間が共生する環境共生型の住宅地として整備を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

国道269号沿道域については、市街地の基盤整備を検討し、まちづくりと一体となった商店街の活性化を図り、商業機能の拡充に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅密集地については、生活道路や公園等の基盤整備を進め、居住環境の向上、防災上の課題の解消を図る。また、建築物に関しては老朽化家屋の建替・修復・解体や共同化等の環境整備に努める。

c 都市内の緑地又は都市内の風致の維持に関する方針

護国神社、諏訪神社周辺緑地は、中心市街地に隣接する緑地であり、「大きくす」など地域を特徴付ける自然が形成されている。これらの地区については、地域と密着した緑地として保全を図る。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立って秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

雄川周辺については、自然景観を最大限に守りながら、自然共存型の環境整備を図り、山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を保全する。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、南北方面の国道269号、東西方面の県道池田根占線、へづかねしめせん県道辺塚根占線が位置している。また、大隅地域南部と南薩地区を連絡する根占港を有している。

本区域では、国道269号を中心に南北方面のアクセス機能の整備が進められ、近年では、大隅地域の中核的な都市である鹿屋市への通勤・通学者が増加傾向である。また、産業面においても本区域を含め大隅地域南部の観光地としての開発が進み交通量は増加傾向である。

また、他都市との交流・連携を担う路線として、区域外東部には、本区域の産業・経済・観光などの地域発展を図る上で極めて重要な高規格道路大隅縦貫道が整備中であり、アクセス道路の整備が必要である。

このため、本区域では、国道269号及び根占港と区域外東部の高規格道路大隅縦貫道とを結ぶ広域的な東西方面のアクセス機能の拡充や、

都市内発生交通の円滑な処理及び環境問題，超高齢社会への対応として，バス等の公共交通機関の充実，機能分担が必要である。

このような状況を踏まえ本区域の交通体系は，次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 近隣市町村と連携・交流の促進，広域交流拠点との連絡性強化を図る。
- 交通需要への対応，良好な市街地の形成，適正かつ合理的な土地利用の促進，災害時の避難路等防災面の視点を踏まえ，交通施設を総合的に配置する。
- 交通施設の整備においては，歩車道分離による歩行者空間の確保及びユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成を図る。
- 今後，さらに高齢化が進行することから，バス路線の充実等に努め，公共交通機関への適正な機能分担のもとに，総合的な交通体系の確立を図る。
- 地域の移動手段の確保・充実を図るため，関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備方針に基づき，生活の利便性や歩行者の安全を図り，快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため，国道269号などの主要幹線道路を配置し，産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また，都市内交通を円滑に処理するため，県道根占港線などの都市幹線道路を配置し，都市の骨格を形成する。

併せて，社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて，その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において、県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら、将来に渡って持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻繁化に備え、河川の整備に限らず、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減のための総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 河川

本区域には、雄川、馬場川等の二級河川がある。

このうち雄川については、治水上の安全を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主な事業は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 称
河川	二級河川 雄川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設等の公共公益施設は、都市機能の向上と良好な生活環境の保持、向上を図るため、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な配置に努める。

また、高齢社会への対応や、全ての住民が安心して生活できる環境形成に必要な施設の配置を検討する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、南大隅町のほか、鹿屋市、垂水市、東串良町、肝付町及び錦江町の2市4町で構成される広域組合による肝属地区清掃センターが鹿屋市串良町に配置されている。資源の有限性とごみ処理の効率処理という観点から、ごみの減量化を積極的に進めるとともに、リサイクルに努めることにより施設の延命化を図る。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を実施する施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討は行っていないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域では、国道269号沿道を中心として既成市街地が形成され、それを取り囲むように集落と農地が広がり、さらにその後背地には広葉樹林が山裾まで達しており、美しい田園風景と自然景観を形成している。

また、本区域南部に隣接して自然公園区域（霧島錦江湾国立公園）が指定されている。

今後、これらの自然的環境の保全を図りつつ、個性と魅力にあふれたまちづくりを進める。

また、レクリエーションへの需要や災害時における避難地の確保等に対処するため各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地域名等	概要
区域全体	本区域は山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を有している。これらの自然環境を最大限に保全するとともに、自然共存型の環境整備を図る。
川北・川南周辺丘陵地地区	森林地域に指定されている丘陵地は、自然環境や防災上の役割はもとより、都市景観においても重要な役割を担っている。今後も、市街地開発による森林への影響を抑制し、その保全を図る。
雄川	中心市街地を流下する雄川は、本区域の都市景観のシンボリックな役割を担っている。このため、自然環境、景観、生態系に充分配慮し、保全に努める。

b レクリエーション系統の配置

地域名等	概要
区域全体	近年のレクリエーションへの需要に対処するため、日常生活に密着した公園や緑地を適正に配置する。また、雄川の水辺空間を充分活用できるレクリエーション系統の保全に努める。
雄川	市街地部の雄川両岸には河川緑地等を利用した遊歩道の整備や、隣接して公園を整備するなど、水と緑の回廊として親水性の高い機能的なネットワークを形成する。 区域内上流部は水辺生物と住民がふれあえる自然型親水空間の整備を図る。
根占港周辺	根占港周辺は、海上通行の拠点だけではなく貴重なウォーターフロント空間でもあることから、緑地等を配置し、生活に密着した海や港をいかした魅力ある空間形成に努める。また、水辺に親しむ空間形成を図る。
市街地内緑地	若宮神社、諏訪神社の背後に広がる緑地については、都市内の緑地として必要に応じて風致地区の検討を行い、遊歩道整備等の整備など本区域のシンボリックな存在、住民の憩いの場として保全する。
ネッピー館・ふれあいドーム・多目的健康広場	川南地区の温泉宿泊施設「ネッピー館」、屋内運動施設「ふれあいドーム」、多目的健康広場は、本区域のレクリエーション拠点の各施設として、その有効活用を図る。

c 防災系統の配置

地域名等	概要
区域全体	防災対策の一環として避難地，避難路，緑地等を配置し都市内のオープンスペースの確保を図る。

d 景観構成系統の配置

地域名等	概要
区域全体	本区域は山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を有していることから，これらの美しい自然景観を満喫できる自然共存型の景観整備を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園については，既存施設の目的や利用状況を明確にし，機能の拡充を図る。また，必要に応じ新たな公園を配置するなど，誘致距離や目的に応じ都市内に適正に配置することを目指す。

また，社寺周辺や，一体となって住環境を形成している樹林地，街並みのシンボルとなっている樹木については，風致地区や条例による保存樹等の指定による保全を必要に応じて検討するものとする。

④ 主要な緑地の確保目標

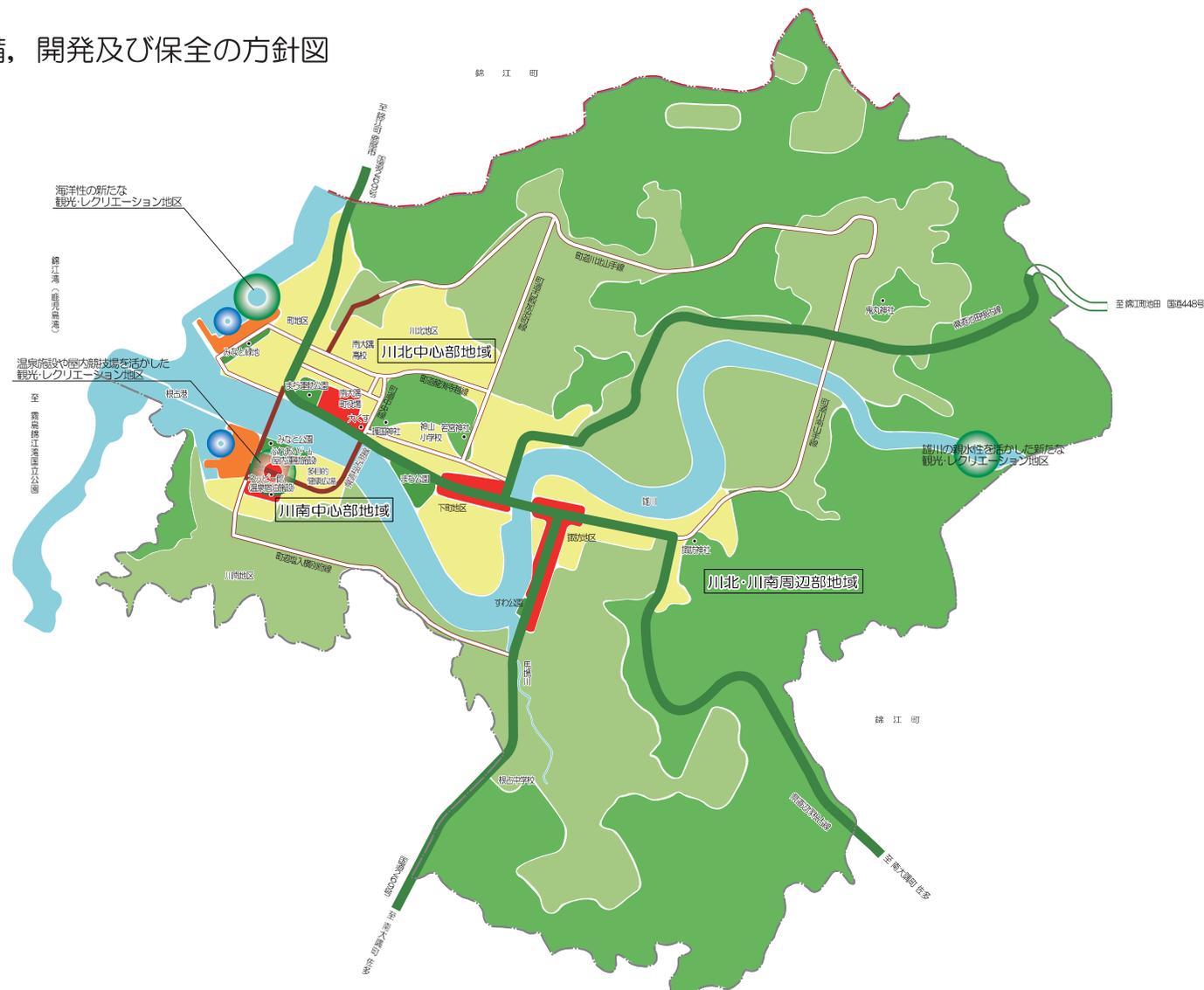
a おおむね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

おおむね10年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b おおむね10年以内に指定予定の緑地保全地域等の地域地区

おおむね10年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

根占都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

商業・業務地	港湾・漁港・空港・飛行場	主要幹線道路(概ね整備済み)
流通業務地	河川・海・湖沼	都市幹線道路(概ね整備済み)
住宅地	都市計画区域界	都市幹線道路(概ね10年以上)
農業ゾーン	公園・緑地	行政区境界
樹林地ゾーン	観光・レクリエーション地区	



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を想定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。